



令和元年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
4	R1.9.2	R1.9.27	令和元年〇月〇日付、貴部局 に開示請求した情報公開請求 全文書内容文						1		1								(7条3号) 特定の日付で開示請求を行った特定の開示請求者が あるか否かを明らかにすることとなり、当該開示請 求者の活動内容が明らかとなり、当該開示請求者の 競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が 損なわれると認められる情報を公にすることとなる ため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
5	R1.9.2	R1.9.27	開示請求者の個人情報漏洩事 故の際、東京都生活文化局 1(1)倉田氏(2)坂井田氏 が (3)令和元年〇月〇日 (4)令和元年〇月〇日 各々の業務報告書・メモ等・ 上司報告書等(各名称の如何 を問わず)全ての“証拠”と なる文書等 2 1(3)(4)に打合せを 行った証明となる 1(1)(2)各々あるいは 一緒に経費申請文書等(名称 の全て如何に係らず)						1		1								(7条3号) 特定の事案の際に、特定の日に、都と打合せを行っ た法人等団体があるか否かを明らかにすることとな り、当該法人等団体の活動内容が明らかとなり、当 該法人等団体の競争上又は事業運営上の地位その他 社会的な地位が損なわれると認められる情報を公に することとなるため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
6	R1.9.2	R1.9.27	1 「2 東京都では、この ような個人情報の漏えい事故 が発生した場合、マスコミに 報告義務があり、承諾して欲 しい。」と東京都生活文化局 広報広聴部情報公開課(1)倉 田氏(2)坂井田氏より表明 されていますが、そのような マスコミ報道の義務を規定す る条例及びその他規定等の全 て 2 東京都生活文化局広報広 聴部職員が、当方の個人情報 を漏えいしてしまった相手の 方と話し合った“事実”を証 明する全ての“証拠”文書等 (業務報告書・連絡簿・音声 記録・メモ等)の全て						1	1	1								(7条2号) 都が話し合いを行った個人あるいは法人等団体があ るか否かを明らかにすることとなり、個人の場合に は、個人に関する情報で特定の個人を識別すること ができるもの又は特定の個人を識別することはでき ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益 を害するおそれがあるものを公にすることとなるた め (7条3号) 都が特定の内容を表明した法人等団体があるか否か を明らかにすることとなり、当該法人等団体の活動 内容が明らかとなり、当該法人等団体の競争上又は 事業活動上の地位その他社会的な地位が損なわれる と認められる情報を公にすることとなるため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課

